

助産師養成施設端末機器貸借契約仕様書

令和4年9月

公立大学法人福島県立医科大学

目 次

I 仕様書概要説明

1. 調達背景及び目的	i
2. 調達物品名及び構成内訳	i
3. 技術的要件の概要	i
4. その他	i

II 調達物品に備えるべき技術的要件

(性能・機能に関する要件)

1. 共通条件	1
2. コンピュータールーム	
2. 1 ハードウェア	2
2. 2 ソフトウェア	3
3. 共同研究室	
3. 1 ハードウェア	6
3. 2 ソフトウェア	7

(性能・機能以外の要件)

1. 搬入、据付、配線、調整、設定、撤去等	9
2. 保守及び支援体制	9
3. 情報セキュリティ体制	10
別紙1 コンピュータールーム配置図	12
別紙2 共同研究室配置図	13

I 仕様書概要説明

1. 調達背景及び目的

本学別科助産学専攻及び大学院看護学研究科（博士前期課程）看護学専攻助産師コースの教育は、現在建設中の助産師養成施設（8号館WEST）で行われることになる。

本調達は、この施設内のコンピュータールームと共同研究室に設置されるパーソナルコンピュータ等を導入するものであり、本施設で学習・研究を行う学生等の情報処理に資することを目的とする。

なお、導入にあたっては令和5年4月1日から確実に稼働することが必要である。

2. 調達物品名及び構成内訳

(1) 借入物品の名称及び数量

助産師養成施設端末機器 一式

(2) 構成内訳

・コンピュータールーム用端末機	20式
・共同研究室用端末機	10式
・共同研究室用ディスプレイ装置	10台

3. 技術的要件の概要

(1) 本調達物品に係る性能、機能、技術及びその他（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は「II 調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。

(2) 技術的要件はすべて必須の要求要件である。

(3) 要求要件には最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、入札資格審査において資格がないとの判定を行う。

(4) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

4. その他

(1) 技術仕様書の提出に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつ分かりやすく、資料等を添付する等して説明すること。

また、技術仕様書には本学仕様書の要求要件を満たす場合には○印を、代替措置等を行っている場合には△印を付して対応状況を表すこと。

審査するにあたって提案の根拠が不明確あるいは説明が不十分であり、客観的に判断できない場合には、要求要件を満たしていないものとみなす。

なお、提出された内容について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。

(2) 入札機器は、技術仕様書の提出時点で原則として製品化されていること。製品化されていない機器またはソフトウェアで入札する場合は、技術的要件を満たすこと及び納期限までに製品化され納入されることを書面にて証明すること。

- (3) 導入スケジュールは、本学と十分に協議し、その指示に従うこと。
- (4) システム導入の責任者は、導入設置の完了まで実質的なリーダーとして継続して担当できること。
- (5) 導入の過程で、本学から、技術的知識又は経験不足のため、作業品質が低いと判断された担当者については、本学の要請に応じて代替担当者を新たに配置すること。
- (6) 導入作業にあたっては、情報セキュリティに十分配慮し、作業員全員に徹底すること。
- (7) 令和5年4月1日から全システムが稼動すること。また、稼動前に十分な動作確認及び試験を行い、その結果を報告すること。
- (8) 稼動開始時には、システムの不測の事態に備え、システム導入の責任者が立ち会うこと。
- (9) システムが稼動するまでの間、その進捗状況及び作業内容の確認、問題点の協議・解決が円満に遂行できるよう、必要な事項を協議するための連絡会を設置すること。
- (10) その他詳細は本学の指示によるものとする。

Ⅱ 調達物品に備えるべき技術的要件

(性能・機能に関する要件)

1. 共通条件

システム全般について適用される共通条件について以下に示す。

- (1) 各端末機器については、本学の ActiveDirectory ドメインに参加させること。
- (2) ネットワーク通信に使用する通信プロトコルは、TCP/IP V4 とする。各機器に割振る具体的な IP アドレスについては、契約後に本学と協議のうえ決定すること。
- (3) ソフトウェアに関しては、特に指定が無い場合、製品版であるかフリーソフトウェアであるかは問わない。ただし、ソフトウェアのライセンス違反及び著作権侵害がないよう十分に注意すること。
なお、本学が別途ライセンス契約等により導入しているソフトウェアのインストールについては、仕様書及び本学の指示に従うこと。
- (4) 納入にあたって、新たに開発したソフトウェアについては、契約期間の終了後もその使用权を本学に対して認めること。
- (5) 端末機についてはウイルス対策ソフトウェアをインストールし、コンピュータウイルス対策を行うこと。
なお、Windows の場合に導入するウイルス対策ソフトウェアは、本学が別途ライセンス契約により導入しているソフトウェア（ESET 社 Endpoint AntiVirus Ver9.0、契約期間：令和元年 12 月 1 日～令和 6 年 11 月 30 日）とするが、契約期間の途中で、ウイルス対策ソフトウェアの変更があった場合には、新しいウイルス対策ソフトウェアのインストールを行うこと。
- (6) OS その他のソフトウェアのセキュリティパッチ等については、出来る限り最新のものを適用すること。
- (7) 次に示す機器については、原則として、省エネルギー法、グリーン購入法又は国際エネルギースタープログラムに適合しているものを用意すること。
 - ・電子計算機
 - ・ディスプレイ装置

2. コンピュータールーム

2. 1 ハードウェア

以下の性能、機能を持った装置とする。

2. 1. 1 本体装置 (20式)

- (1) 形状は、ディスプレイ装置、キーボードを備えたノート型 PC であること。
- (2) CPU は、Intel 社 core i5-1135G7 相当以上の機能・性能を有すること。ただし、異なるアーキテクチャのものであっても、同等以上の性能を発揮するものであれば可とする。
- (3) 主記憶装置は、DDR4-3200 以上の規格に対応し、容量は 8GB 以上を搭載していること。
- (4) ストレージは、アンフォーマット時で 250GB 以上の SSD であり、内蔵していること。
- (5) DVD-ROM、CD-ROM の読み込み及び DVD-RAM、DVD-R/RW、DVD+R/RW、DVD-R (2 層)、DVD+R (2 層)、CD-R/RW の読み書きが可能な光学ディスクドライブを内蔵していること。
- (6) 1000BASE-T に対応したネットワークインターフェースを装備していること。また、本学学内 LAN 用に別途用意した HUB に黄色の LAN ケーブル (CAT5e 以上) で接続すること。HUB 及び本体装置の設置予定位置は別紙 1 「コンピュータールーム配置図」のとおりである。
なお、ネットワークインターフェースの MAC アドレスについては、認証 VLAN の設定に必要であるため、一覧表を提出すること。
- (7) IEEE802.11b,g,n,ax (2.4GHz) 及び IEEE802.11a,n,ac,ax (5GHz) に対応した無線 LAN インターフェースを搭載していること。
- (8) 音声入出力機構を有しており、本体にヘッドフォン端子 (3.5mm ステレオミニジャック) 及びマイク端子 (3.5mm ミニジャック) を装備していること。入出力共用でも良い。
- (9) ステレオスピーカーを内蔵していること。
- (10) ステレオマイクを内蔵していること。
- (11) USB3.2 Gen2 (コネクタ形状は Type-C) の規格に準拠したインターフェースを 1 以上、USB3.2 Gen1 (コネクタ形状は Type-A) の規格に準拠したインターフェースを 2 以上装備していること。
- (12) ディ스플레이は、ノングレア、15.6 型以上の TFT カラー液晶とし、1366×768 ドット以上の解像度で表示可能なこと。
- (13) HD 解像度 (720P) に対応した Web カメラを搭載していること。
- (14) JIS 標準配列に準拠したキーボードを装備していること。
- (15) ポインティングデバイスとして光学マウスを付属すること。また、本体にタッチパッドを装備していること。
- (16) AC アダプタが付属していること。
- (17) 本体装置は、セキュリティワイヤ等により容易に持ち出せないようにすること。

2. 2 ソフトウェア (20式)

次に示す OS 及びその他のソフトウェアを本体装置にインストールし、設定を行うこと。

2. 2. 1 OS

- (1) Microsoft 社 Windows 10 Enterprise Edition LTSC 日本語 64bit 版相当とする。
- (2) ユーザーは既存 ActiveDirectory のドメイン認証を経てログオンするよう設定すること。
- (3) ローカルグループポリシー及びデフォルトユーザプロファイルについて、本学担当者と内容を協議のうえ設定すること。

なお、本学学生ユーザーについては、移動プロファイルに加えフォルダリダイレクト機能を使用しているが、本端末についても同様にリダイレクトフォルダが利用されるようにすること。

また、学生以外のユーザーがログオンした場合は、移動プロファイルが使用されず、常に新規ユーザーとしてログオンされることになるが、ログオン操作から使用可能となるまでに時間が極力短くなるように、デフォルトプロファイルや設定を工夫すること。これは、保守作業を行った後についても同様である。

- (4) OS にログオン時には OS 付属の Web ブラウザが自動的に起動するようにすること。また、その際には他のサービス、アプリケーションとの干渉が無い様注意すること。
- (5) 本学が指定するアプリケーションのショートカットアイコンを Public のデスクトップに配置すること。
- (6) 端末機の利用中に Windows Update の動作が起きないようにサービスを停止しておくこと。
- (7) 室内に別途設置するプリンタから印刷できるよう、プリンタドライバをインストールすること。

2. 2. 2 統合ソフトウェア

- (1) Microsoft 社 Office Standard 2021 相当の機能を有する統合ソフトウェアを用意すること。
- (2) 文書ファイルのデフォルトの保存先は、クラウド上には設定しないこと。

2. 2. 3 CD/DVD ライティングソフトウェア

- (1) 「2.1.1 本体装置(5)」の光学ディスクドライブにおいて書き込み可能な各メディアへの書き込みができること。

2. 2. 4 動画再生ソフトウェア

- (1) メディアに記録されている DVD-Video の動画再生が行えること。
- (2) 本学の、NAS 上にある DVD-Video 動画をインフォメーションファイル (.IFO) を通じて、再生できること。
- (3) 動作にあたり、別途コーデックが必要であれば、併せてインストールすること。
- (4) 再生速度の調整が可能であること。

2. 2. 5 PDF 閲覧ソフトウェア

- (1) PDF フォーマットで記述された文書の表示・印刷が可能であること。

- (2) メニューや設定画面等のインターフェースは日本語であること。
- (3) PDF 文書上の任意の位置にコメントや注釈の追加、画像の貼り付け、円や四角形などの図形の書き込み、フォームへの書き込みが行なえ、その後保存することが可能であること。
- (4) PDF 文書内の選択ページや文書全体を画像としてエクスポートすることが可能であること。
- (5) OSに含まれる Web ブラウザ (Microsoft Edge) の拡張機能としても機能すること。

2. 2. 6 PDF 変換ソフトウェア

- (1) 仮想プリンタとして動作し、PDF 文書の作成が可能であること。
- (2) メニューや設定画面等のインターフェースは日本語であること。
- (3) タイトル、作成者等の文書プロパティの設定が可能なこと。
- (4) 作成する PDF にパスワード保護する設定が可能なこと。

2. 2. 7 圧縮・解凍ソフトウェア

- (1) ZIP 及び LHA 形式による圧縮・解凍が行えること。
- (2) AES256 による暗号化に対応したパスワード付き ZIP 形式による圧縮が行えること。
- (3) 圧縮したファイルについて、本ソフトウェアを用いなくとも解凍できる形式 (自己解凍形式) が作成できること。
- (4) 右クリックメニューにファイルを圧縮・解凍する機能を追加できること。

2. 2. 8 テキストエディタ

- (1) テキスト形式の文書の作成、修正、保存及び印刷が可能なこと。
- (2) Shift-JIS、JIS、EUC、UTF-8 の文字コードに対応し、ファイルを開くときに、文字コードの自動判別が可能なこと。
- (3) 行番号、桁ルーラー表示機能があること。
- (4) Redo/Undo、検索、置換機能があること。
- (5) HTML、Perl、Ruby、INI、BAT、C++、Java について、ソース中のタグ、命令、引数、属性等を色分け等をして表示することが可能なこと。

2. 2. 9 環境復元ソフトウェア

- (1) 起動後に行われた端末の設定変更等は端末の再起動により、保存した時点の状態に復元する環境復元機能を有すること。ただし、本学が使用しているウイルス対策ソフトウェアの定義ファイル及びレジストリ値等については、復元されることなく変更が保持されること。
- (2) 環境復元機能の有効/無効の切り替えは管理システムからリモートで行えること。なお、管理システムは本調達でコンピュータールームに導入する端末のうち 1 台をあてることを想定している。
- (3) 管理システムから各端末の一斉電源 ON 及び電源 OFF ができること。
- (4) 電源が入っている各端末について、指定したユーザー名により、リモートからログオン/ログオフができること。

2. 2. 10 印刷管理クライアントツール

- (1) 本学では学生の印刷枚数の管理を行うために、Epson 社製 Offirio SunergyWare PrintDirector Ver.1.6.2.1 を導入しており、学生が使用する端末には、印刷ログ監視クライアントをインストールしている。

本端末についても、この印刷ログ監視クライアントツールをインストールすること。インストーラについては、本学が提供する。

3. 共同研究室

3. 1 ハードウェア

以下の性能、機能を持った装置を用意すること。

3. 1. 1 本体装置 (10式)

- (1) CPU は、Intel 社 core i5-12400 相当以上の機能・性能を有すること。ただし、異なるアーキテクチャのものであっても、同等以上の性能を発揮するものであれば可とする。
- (2) 主記憶装置は、DDR4-2933 以上の規格に対応し、容量は 8GB 以上を搭載していること。
- (3) ストレージは、アンフォーマット時で 250GB 以上の SSD であり、内蔵していること。
- (4) DVD-ROM、CD-ROM の読み込み及び DVD-RAM、DVD-R/RW、DVD+R/RW、DVD-R (2 層)、DVD+R (2 層)、CD-R/RW の読み書きが可能な光学ディスクドライブを内蔵していること。
- (5) 1000BASE-T に対応したネットワークインターフェースを装備していること。また、本学学内 LAN に黄色の LAN ケーブル (CAT5e 以上) で接続すること。学内 LAN の情報コンセントは各機の壁側に設置されている。(別紙 2 「共同研究室配置図」を参照のこと。)
- (6) 音声入出力機構を有していること。また、本体前面に、ヘッドフォン端子 (3.5mm ステレオミニジャック) 及びマイク端子 (3.5mm ミニジャック) を装備していること。
- (7) USB3.2 Gen2 の規格に準拠したインターフェースを前面に 2 以上、USB3.2 Gen1 の規格に準拠したインターフェースを前面に 3 以上装備していること。なお、USB3.2 Gen1 の規格に準拠したインターフェースのうち最低でも 1 つは Type-C の形状であること。
- (8) USB2.0 以上の規格に準拠したインターフェースを背面に 4 以上装備していること。
- (9) 「3.1.2 ディスプレイ装置」に画面出力が行えること。
また、接続のためのインターフェースが用意されていること。
- (10) 筐体は、机上に置き、スペースが限られていることから、寸法は概ね、350mm(H)×100mm(W) × 300mm(D)以内であること。

3. 1. 1. 1 キーボード装置

- (1) JIS 標準配列に準拠していること。
- (2) 日本語 109 キー対応であること。

3. 1. 1. 2 ポインティングデバイス

- (1) スクロール機能付の 3 ボタンマウスであること。
- (2) 光学式 (レーザー方式を含む) であること。

3. 1. 2 ディスプレイ装置 (10台)

- (1) 23 インチ以上の TFT 液晶方式であること。
- (2) 最大画面解像度は、1920×1080 ピクセル以上であること。
- (3) 「3.1.1 本体装置」及び「3.2.1 OS」での動作時にフルカラー表示が可能なこと。
- (4) ステレオスピーカーを内蔵し、「3.1.1 本体装置」と接続して、音声の出力が可能なこと。

- (5) 画面はノングラフィック方式であること。
- (6) 視野角度は上下、左右とも 178° 以上であること。

3. 2 ソフトウェア

次に示す OS 及びその他のソフトウェアをインストールし、設定を行うこと。

3. 2. 1 OS

- (1) Microsoft 社 Windows 10 Pro (64bit 版) であること。なお、貸借期間中に Windows 11 にアップグレードする必要性が生じた場合は、アップグレードが可能であること。
- (2) ユーザーは本学 ActiveDirectory のドメイン認証を経てログオンするよう設定すること。
- (3) コンピュータが軽快に動作するように、動作に必須ではない常駐プログラム・サービス等の起動、ローカルグループポリシー及びデフォルトユーザプロファイルについて、本学担当者と内容を協議のうえ設定する事
- (4) 本学が指定するアプリケーションのショートカットアイコンを Public のデスクトップに配置すること。
- (5) 別途導入するモノクロ複合機から印刷できるようにプリンタドライバをインストールすること。また、文書等をスキャンし、共有フォルダ等に保存できるようにスキャナドライバやスキャナ用のユーティリティをインストールすること。

3. 2. 2 統合ソフトウェア

- (1) Microsoft 社 Office Standard 2021 相当の機能を有する統合ソフトウェアを用意すること。
- (2) 文書ファイルのデフォルトの保存先は、クラウド上には設定しないこと。

3. 2. 3 CD/DVD ライティングソフトウェア

- (1) 「3.1.1 本体装置(4)」の光学ディスクドライブにおいて書き込み可能な各メディアへの書き込みができること。

3. 2. 4 動画再生ソフトウェア

- (1) メディアに記録されている DVD-Video の動画再生が行えること。
- (2) 本学の、NAS 上にある DVD-Video 動画をインフォメーションファイル (.IFO) を通じて、再生できること。
- (3) 動作にあたり、別途コーデックが必要であれば、併せてインストールすること。
- (4) 再生速度の調整が可能であること。

3. 2. 5 PDF 閲覧ソフトウェア

- (1) PDF フォーマットで記述された文書の表示・印刷が可能であること。
- (2) メニューや設定画面等のインターフェースは日本語であること。
- (3) PDF 文書上の任意の位置にコメントや注釈の追加、画像の貼り付け、円や四角形などの図形の書

き込み、フォームへの書き込みをし、その後保存することが可能であること。

- (4) PDF 文書内の選択ページや文書全体を画像としてエクスポートすることが可能であること。
- (5) OS に含まれる Web ブラウザ (Microsoft Edge) の拡張機能としても機能すること。

3. 2. 6 PDF 変換ソフトウェア

- (1) 仮想プリンタとして動作し、PDF 文書の作成が可能であること。
- (2) メニューや設定画面等のインターフェースは日本語であること。
- (3) タイトル、作成者等の文書プロパティの設定が可能なこと。
- (4) 作成する PDF にパスワード保護する設定が可能なこと。

3. 2. 7 圧縮・解凍ソフトウェア

- (1) ZIP 及び LHA 形式による圧縮・解凍が行えること。
- (2) AES256 による暗号化に対応したパスワード付き ZIP 形式による圧縮が行えること。
- (3) 圧縮したファイルについて、本ソフトウェアを用いなくとも解凍できる形式 (自己解凍形式) が作成できること。
- (4) 右クリックメニューにファイルを圧縮・解凍する機能を追加できること。

3. 2. 8 テキストエディタ

- (1) テキスト形式の文書の作成、修正、保存及び印刷が可能なこと。
- (2) Shift-JIS、JIS、EUC、UTF-8 の文字コードに対応し、ファイルを開くときに、文字コードの自動判別が可能なこと。
- (3) 行番号、桁ルーラー表示機能があること。
- (4) Redo/Undo、検索、置換機能があること。
- (5) HTML、Perl、Ruby、INI、BAT、C++、Java について、ソース中のタグ、命令、引数、属性等を色分け等をして表示することが可能なこと。

3. 2. 9 本学が使用ライセンスを有するソフトウェア

本学が使用ライセンスを有する次のソフトウェアをインストールすること。

- ① ESET 社 Endpoint Antivirus

(性能・機能以外の要件)

1. 搬入、据付、配線、調整、設定、撤去等

- (1) 導入システムの設置場所への搬入、据付、配線、調整及びソフトウェアのインストール、設定は受注者が行い、各機器の動作確認及び既設 ActiveDirectory との連携を含む全体の動作確認を行うこと。
- (2) 接続機器に必要なケーブル類、変換コネクタを用意し機器を接続すること。
- (3) 導入時の作業スケジュール及び体制を明示すること。また、作業内容については本学担当者と随時打合せること。
- (4) 導入については、授業、教務日程及び業務に支障がないように十分配慮し、計画的に行うこと。また、搬入・据付などの際には施設及び設備に損傷を与えないよう十分注意し、養生等の対策を施すとともに、受注者は必ず立ち会うこと。
- (5) 既存のサーバシステム及びネットワークシステムに対して設定の変更及び付加が必要な場合は、この費用も見積もること。
なお、既存のサーバシステム及びネットワークシステムの詳細について参照する必要がある場合は、本学附属学術情報センター（電話 024-547-1688）に照会すること。
- (6) 電源設備については、既存の単相 100V 50Hz で正常に稼動すること。ただし、別途特殊な電源設備及び追加の電源設備が必要な場合は、本調達に含めて行うこととし、その費用も併せて見積もること。
- (7) LAN については、既設の LAN 設備を使用すること。
ただし、LAN 配線の追加や変更が必要なものについては、この費用も併せて見積もること。
- (8) 機器の稼動に際しては特別な冷却設備を必要としないこと。
- (9) 賃貸借期間の満了時または解約時の機器等の返還・撤去に要する全ての費用は本調達に含むこと。
- (10) 賃貸借期間の満了時または解約時には、コンピュータ機器のハードディスク装置のデータを確実に消去することとし、作業が実施されたことを書面で証明し提出すること。
- (11) 作業は原則として、平日の 9 時から 17 時までとする。ただし、作業の進捗状況等によりやむを得ずこの時間以外に作業が必要な場合は事前に本学と協議のうえ行うこと。

2. 保守及び支援体制

- (1) 保守・支援にかかる費用は本調達に含むこと。
- (2) 保守・支援の範囲は全ての機器及びソフトウェアとする。
- (3) 原則としてすべてのハードウェアに対する契約期間中の平日の 9 時から 17 時におけるオンサイトサポートとし、障害発生通知から 2 時間以内に復旧のための作業または手続きを開始できる体制を有すること。
なお、本項については、本システムを受注した場合の保守部門の組織体制（組織図及び人員）に関する書類（様式は任意）を技術仕様書の提出に併せ提出すること。
また、機種によってオンサイトサポートが不可能である場合は、技術仕様書に代替措置を記述すること。
- (4) 故障等の受け付けについては、一元的な窓口であること。

- (5) マルチベンダの機器に対応が可能であること。
- (6) 機器の修理後は、故障前の状態に復旧すること。
- (7) 保守作業を行った場合は、作業報告書を提出し、本学担当者の確認を受けること。
- (8) 仕様書中に特に記述がない場合は、次の記述に基づき操作マニュアル及び設定等に関するドキュメントを看護学部長に提出すること。
 - (ア) 各ハードウェアの日本語操作マニュアルをハードウェア 1 機種につき 1 部ずつ提供すること。
 - (イ) 各ソフトウェアの日本語操作マニュアルをソフトウェア 1 種につき 1 部ずつ提供すること。
 - (ウ) 各ハードウェア及びソフトウェアの設定にあたっては、作業記録を残すとともに、行った設定についてドキュメントとして提供すること。
 - (エ) 各マニュアル及びドキュメントについては、印刷物だけではなく、電子形体のものを併せて提供すること。
 - (オ) 受注者が作成したマニュアル、ドキュメント及び図表等については、本学において加筆、修正、印刷、配付及びホームページ等で公開することを認めること。
- (9) すべてのシステムについて、必要がある場合は、本学担当者に対する説明会または講習会を行うこと。
- (10) システムの運用、設定その他に関する本学からの問い合わせに対してヘルプデスクを行うこと。
なお、ヘルプデスクの受け付けは、平日の 9 時から 17 時とし、仕様書中で特に指定する以外のものは一元的な窓口とすること。
- (11) ソフトウェアについて、正常に動作しないとの報告があった場合は、原因の調査を行い、対策を講じること。

3. 情報セキュリティ体制

- (1) 本調達に係る業務に関して本学から提供された情報、その他知り得た情報を、本学が承諾した場合を除き、実施体制に定めた者以外の者には秘密とすることとし、また、当該業務の遂行以外の目的には使用しないこと。
なお、当該業務の終了後においても他者に漏洩しないこと。
- (2) 本調達に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに報告すること。
- (3) セキュリティホールが発見あるいはコンピュータウイルス等の発生などによりセキュリティ上の問題が発生し、セキュリティパッチの適用やウイルス駆除等の対策が必要になった場合は、本学と協議のうえ早急に対応すること。
- (4) メーカーからの OS のバージョンアップ及びセキュリティパッチ等の提供に際して、適用の可否を含め適切な助言を行うこと。
- (5) ソフトウェアを開発するにあたっては開発担当者に対する適切なセキュリティ教育を行うこと。
- (6) 本調達に係る業務の一部を他の事業者にも再請負により行わせる場合には、本学が求める情報セキュリティ対策と同水準の情報セキュリティを確保するための対策を再請負先に求めること。
- (7) 下表に示す各システムについて、次のセキュリティ要件を満たすこと。
 - (ア) 次のセキュリティ機能を持つこと。
 - ・ 主体認証機能

- ・アクセス制御機能
- ・権限管理機能
- ・証跡管理機能

(イ) セキュリティ修正（ファームウェア、ドライバの修正等を含む）が提供されること。

項番	対象システム等	対 象	
		(ア) セキュリティ機能	(イ) セキュリティ修正
2.1.1	(コンピュータールーム) 本体装置	OS	OS、アプリケーション
3.1.1	(共同研究室) 本体装置	OS	OS、アプリケーション



